

第7回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 ぬくもり部会 議事録

●開催日時：令和7年1月7日（火） 18時30分～20時10分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	田淵純勝
副部会長	雨洗康江
部会員	今 順子 望月啓一郎 佐藤画美
庁内検討委員	部会長：安部直也
事務局	企画調整G：近間聡史 服部将大 遠藤 亨 市民協働G：大内拓海 鳥海秀充 新関麻亜子

●欠席者

部会員	山田正幸
-----	------

◆議題：①協議テーマ「経済支援・虐待・男女共同」の振り返り

②他部会の意見まとめ

③第4期基本計画の体系図（案）の振り返り

④主要な施策の考え方（案）の振り返り

【ぬくもり部会】

議題1 協議テーマ「経済支援・虐待・男女共同」の振り返り

（部会長）

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題（1）「協議テーマ「経済支援・虐待・男女共同」の振り返り」についてですが、12月13日に開催されました本部会にて、協議テーマ「経済支援・虐待・男女共同」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなご意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いし

ます。

(事務局_企画調整G)

12月13日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、第4節－施策Ⅰ－基本的な方向1「男女共同参画の推進」について、第3期基本計画では男女共同参画社会の実現という文言を使用しているが、まだまだ実現されていないものと捉え、「推進」を「実現」に変更するのはどうかという意見がありました。

また、いまのご意見と併せて、第4節「誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現」、施策Ⅰ「互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現」について、第3期基本計画の体系図と同様に「男女共同参画社会」という文言が必要ではないかという意見がありました。

これらのご意見を踏まえ、庁内検討委員会で協議した結果を関係部署である市民協働グループより説明していただきます。

(庁内委員_市民協働G)

第3期基本計画では政策に「男女共同参画社会の実現」が位置づけられていたものを第4期基本計画では施策の基本的な方向で初めて「男女共同」という文言が出てくるため、男女共同参画社会の実現に向けた今までの取組が後退するようにも捉えられるのではないかといったご意見もあったと認識しています。

これらのご意見も踏まえて庁内検討委員会で協議しましたが、来年度から市ではパートナーシップ宣誓制度の導入に向けた取組もあり、これまでの考えであった「男女」では括りきれないものとなります。そのため、今後10年間の計画においては、性の多様性に関する新たな分野の施策が必要であると考えています。

このことから、「政策」「施策」の文言については、「男女」に限らない広い範囲のものであり、かつ、男女共同参画基本計画と整合性を図った文言としているため、原案のとおりとしたいと考えています。

次に、施策の基本的な方向1「男女共同参画の推進」としていましたが、国におい

ても「男女共同参画社会」と使用しているほか、施策の基本的な方向2「人権尊重社会の実現」において「社会」という文言を使用しているため、整合性を図り、基本的な方向1「男女共同参画社会の推進」に変更しています。

(事務局_企画調整G)

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第3節－施策Ⅱ－基本的な方向1－主要な施策「③こどもの養育環境の充実」における主要な施策の考え方についてですが、子ども食堂やフードバンク等、食の支援に関する取組を位置づけるのはどうかという意見がありました。

前回の部会でもご説明しましたが、「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、前回の部会でいただいた皆様のご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署で考え方の記載案を示したものととなります。

先ほども申し上げたとおり、具体的な文案は2月以降に庁内検討委員会で検討し、まとめることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の記載案について、関係部署であるこども家庭グループが欠席のため、庁内委員の部会長より説明をお願いします。

(庁内委員)

こども食堂やフードバンクなど、食に関する取り組みは重要なものと認識しています。

また、地域の子育てサロンなどの子どもに関する活動やこどもショートステイの受け入れ先の1つである市内里親の方々の知見を活用すること等も重要であることから、現時点ではお示ししている記載案としたいと考えています。

(事務局_企画調整G)

次に、第4節－施策Ⅰ－基本的な方向1－主要な施策「③女性の地域活動・市民活

動への参画及び各種審議会等への登用促進」における主要な施策の考え方についてですが、女性の地域活動や市民活動への参画は十分に図られているが、各種審議会等への女性の登用促進は今後も推進していく必要があると捉え、女性がリーダーシップを持って地域の女性を引っ張っていけるような社会づくりが必要ではないかという意見がありました。

こちらのご意見等を踏まえて検討した記載案について、関係部署である市民協働グループより説明をお願いします。

（庁内委員_市民協働G）

町内会活動において女性の参加は増えてきており、地域活動や市民活動への参画が図られているのではないかというご意見があったかと思います。いただいたご意見のとおり、女性の参画が増えてきていると捉えていますが、組織においてリーダー的な存在となる事例は少ないのが実情です。例えば、各種審議会等への女性登用率の目標を40%としていますが、現状25%程度であるため、今後も女性の地域活動や市民活動への参画の促進及び各種審議会等への登用促進を進めていく必要があると考えています。

また、女性が地域活動を引っ張っていけるような社会づくりが必要ではないかというご意見もありました。こちらについては、女性のリーダー的な存在がいることで、様々な活動に女性が積極的に参加することに繋がるものと考えますので、そういった人材育成に努めていく必要があると考えています。ただ、第3期基本計画の主要な施策の考え方の内容に既に含まれていると思いますので、第4期基本計画でも同様の内容にしたいと考えています。

（事務局_企画調整G）

いま、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

(部会長)

第3期基本計画では「第4節 男女共同参画社会の実現」と位置づけていたものを性の多様性の考え方がでてきたことから第4期基本計画では大きく変更してのご説明がありましたが、やはり、男女共同参画社会が実現できているとは言い難いと思います。そのため、第4期基本計画でも「男女共同参画社会の実現」を大きな目標に掲げるべきと考え、第3期基本計画から踏襲すべきと考えます。

(庁内委員_市民協働G)

部会長がおっしゃるとおり、男女共同参画社会が実現しているとは考えていません。現在も様々な取り組みを実施しており、政策で位置づけていたものを第4期基本計画において施策の基本的な方向に変更したからといって、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの手を緩めることはありません。

繰り返しの説明となりますが、政策や施策に「男女」という文言があると、パートナーシップ宣誓制度など、男女では括りきれない考え方が位置づけられないため、政策や施策の文言を変更しています。また、変更した文言については、新たな言葉ではなく、本市が策定している男女共同参画基本計画と整合性を図ったうえで変更しています。

(部会長)

事務局の考え方はどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

第3期基本計画の10年間で、「男女」の枠にとらわれない性の多様性の考え方が出てきたため、この考え方は今後10年間の計画に取り入れなければならないと考えています。

そのため、政策を「第4節 誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現」という「男女」と「男女では括りきれない方」も含めた文言とし、「男女共同参画社会」という大

きなテーマは残り続けるため、基本的な方向1「男女共同参画社会の推進」と掲げ、並列するような形で性の多様性に関する基本的な方向2「人権尊重社会の実現」としています。

男女共同参画社会の実現に関する取り組みの優先順位を下げたということでは決してございません。

逆に、男女共同参画社会の文言だけとし、取り組みを推し進めた場合、LGBTQの方たちへの配慮ができなくなってしまうのではないかという懸念もあり、庁内検討委員会で議論した結果、こういった体系図としました。

(部会長)

政策を「第4節 誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現」としてしまうと、例えば、女性に対する施策の実現に結びつかないと考えます。そのため、体系図についてもう一度見直す必要があるのではないかと感じます。

(事務局_企画調整G)

第3期基本計画策定から10年経とうとしている中、性の多様性に関する新たな考え方が出て、関心も高まり、社会が変化してきたことは間違いないと思います。そのため、今後の10年間の計画には何らかの形で取り込む必要があろうかと思いますが、どのように取り込んでいくべきか本部会で議論していただきたいです。

例えば、「第4節 男女共同参画社会の実現」とした場合、性の多様性に配慮した社会をつくる考え方をどのように位置づけるべきか議論していただく必要があると考えます。

(部会長)

本来であれば基本計画の文言であるため、広く市民の意見を聞く必要があると思っています。また、市民の方には男女共同参画社会の実現について、まだまだ浸透してきていないと感じます。

これから具体的な文言を検討していただくこととなるかと思うので、体系図の文言は引き続き協議としていただきたいと思いますと思いますがどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

ご意見いただいているとおり、男女共同参画社会の推進に向けた取組については、先ほど担当グループからご説明ありましたとおり、今後も注力して実施していきます。

ただ、繰り返しとなりますが、この10年間で性の多様性に配慮した社会のつくらなければならない考え方が広まりましたので、体系図にどのように位置づけるべきか考えた結果、第4節の文言を変更することとしました。

第3期基本計画から踏襲すべき部分もあろうかと思いますが、この10年間で様々な社会変化がある中、この部分は大きく変わった部分であるため、庁内検討委員会でも基本計画に位置づける必要があるという議論の結果となります。

仮に、「第4節 男女共同参画社会の実現」としたときに、性の多様性に配慮した社会づくりの考え方をどう位置づけるかを併せて議論していただきたいと思います。

(部会長)

主要な施策の考え方に性の多様性に配慮した社会づくりの考え方を含めるのはどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

第4節で男女と限った場合、施策以降に男女では括りきれない方たちに配慮した社会づくりが位置づけられないのではないかという議論が庁内検討委員会ではありました。

(部会長)

男女共同参画社会づくり推進会議において性の多様性に関する議論はしていただいています。そのため、考え方に含めてもいいのではないかと思います。

性の多様性に関する取組をどこでどのように取り組みを進めていくのか確認させていただきたいです。

(庁内委員_市民協働G)

市民協働グループで実施していくこととなりますが、例えば、パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて議論を進めています。この制度の要綱を策定する際には男女共同参画社会づくり推進会議の委員さんからもご意見をいただいています。

(部会長)

説明いただきましたが、やはり、男女共同参画社会の実現はまだまだできていないため、大きな目標として掲げるべきかと思います。そのため、性の多様性に関する部分は別の目標として、例えば、第5節と位置づけてもいいと思います。

委員のみなさんのご意見はどうでしょうか。

(委員)

男女共同参画社会づくり推進会議の委員としても参加させていただいていますが、国の方では「男女共同参画社会」という文言を使用していますが、今後はこの文言を見直していく時代になっていくと思います。

そのため、第4期基本計画では性の多様性に関する考え方にも重視していかなければならないと感じています。その場合、第4節を男女共同参画社会と位置づけた場合に性の多様性の考え方が紐付かなくなること、また、「男女」という文言が全面的に出ることも考える必要があると思いますので、事務局の案で良いのではないかと考えます。

(委員)

部会長のご意見のとおり男女共同参画社会の実現に向けた取り組みも必要であることは理解しますが、現代社会では「男女」という括りではなく、LGBTQの方も含めた考え方が主になってきています。

実際にそういう方が身近にいたこともあり、これからは市としても考えていく必要があると思います。

そのため、登別に住んで、誰もが自分らしく住みやすいまちと思ってもらえる社会の実現が重要であると思いますので、事務局の案で良いのではないかと考えます。

(委員)

社会の変遷をみたとき「男女共同」という文言には違和感を感じます。そのため、「誰もが自分らしく」という文言が性の多様性の考え方も含まれるので、事務局の案で良いのではないかと考えます。

(委員)

最近「男女」という文言を「誰もが」という文言で表現することが多くなっています。そのため、皆様のご意見のとおり事務局の案で良いのではないかと考えます。

(部会長)

委員の皆様のご意見を踏まえ「男女」という文言を使用しないほうが良いのではないかとのご意見がほとんどでした。

男女共同参画社会をつくるべきという考え方が前面にありながら、性の多様性の考え方が新たに出てきていることは認識しています。

そのため、私としては性の多様性の考え方は別の目標として立てた方がよいのではないかと思います。

(事務局 企画調整 G)

部会長からのご意見のとおり、男女共同参画に関する問題は残り、今後においても男女共同参画に関する取り組みの手を緩めるという考えはありません。そのため、例えば、第4期基本計画の体系図案では男女共同参画という文言が基本的な方向で初めて出てくるため、第4節の文言は「誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現」という男女に括られない文言としつつ、施策Ⅰ「互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現」を「男女の人権が尊重される地域社会の実現」とし、基本的な方向1「男女共同参画社会の推進」と位置づけ、施策Ⅱとして男女の人権と並列した形として「人権尊重社会の実現」にするという案もあろうかと思います。

(部会長)

事務局より提案のありました体系図案について、良いのではないかと思います、皆さんはどうでしょうか。

(委員)

今の時代を考えた時、男女という文言が計画の上にくることで違和感を感じる方もいるのではないかと思います。文言の表現はどのようにすべきかわかりませんが、「男女」と「性の多様性」というように並べて表現する方がよいと思います。

(部会長)

今までの委員の皆さんのご意見や事務局から提案のあった内容等を踏まえて、改めて検討いただきたいと思います。

(事務局_企画調整G)

庁内検討委員会で改めて検討させていただきます。

議題2 他部会の意見まとめ

(部会長)

次に、議題(2)「他部会の意見まとめ」についてです。

総合計画第4期基本計画の第1章「やさしさと共生するまち」に係る体系図及び主要な施策の考え方について、7月から様々なテーマに沿って協議を進めてまいりました。本日はこれまで協議してきた内容の振り返りとなりますが、その前に、他の部会でも同様に協議を進めていく中で第1章「やさしさと共生するまち」に関するご意見がでているとのことですので、その内容を踏まえて体系図または主要な施策の考え方に落とし込む必要があるか等、ご意見いただきたいと思います。

他の部会のご意見について、事務局でまとめているとのことですので説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

事務局より、他の部会からでした第1章「やさしさと共生するまち」に関するご意見についてご説明させていただきます。

1つ目、子どもの栄養確保について、育み部会より、父子家庭や母子家庭の子どもについては、学校給食でのみ栄養を確保しているということが全国的な課題になっていることを聞いている。今後は、気候変動の影響などにより学校の長期休暇日数に変更が生じる可能性もあると危惧している。このことから、父子家庭や母子家庭の子どもに対する栄養確保について考え方などに位置づける必要があるのではないかという意見がありました。

2つ目、フレイル対策について、育み部会より、第5章の主要な施策に「スポーツを通じた健康づくり」が位置づけられており、ここでのご意見として、高齢者が増えてきており、今後はフレイル対策が重要であると捉え、高齢者が体を動かすための取組は公園の遊具整備等が必要ではないかという意見がありました。

公園の整備に関することについては都市調和部会で議論することとなりますが、第1章ではフレイル対策に関することが関係するものと考えています。

先ほど部会長からのご説明がありましたとおり、これらのご意見に対する意見等をいただきながら、体系図や主要な施策の考え方に落とし込むか等の議論をしていただければと思います。

以上で説明を終わります。

(部会長)

ありがとうございます。

いま、事務局からご説明がありましたとおり、他の部会から出ましたご意見等を踏まえ、皆さんからご意見等いただきながら、第4期基本計画の体系図や主要な施策の考え方の文言等に落とし込む必要があるかなど、議論していきたいと思います。

それでは、1つ目、育み部会からでました「子どもの栄養確保」に関するご意見等を踏まえまして、皆さんからご意見等ありますでしょうか。

(委員)

子どもの栄養確保について、対象となるのは生活困窮世帯を指しているのでしょうか。

(事務局_企画調整G)

育み部会から出たご意見については、生活困窮世帯などの分けではなく、一般的な意味で栄養確保が難しいという大枠のご意見であったかと思います。

(委員)

様々な家庭環境において、子どもに満足した栄養の確保ができない状況もあるので、

栄養確保という観点では必要な考えであるとは思いますが。

(事務局_企画調整G)

子どもの栄養確保について、前回の部会でフードバンクや子ども食堂等の食の支援に関する取り組みを位置づけた方がいいのではないかというご意見がありました。先ほどご説明しましたが、こちらのご意見を踏まえ、主要な施策「③子どもの養育環境の充実」の考え方に子ども食堂が触れられています。この内容に、育み部会のご意見は含まれているのではないかと思います。

(委員)

父子家庭や母子家庭に限らず、子どもの好き嫌い等により、栄養が偏りがちとなり、栄養バランスがとれない子どももいるかと思います。そのため、食育という部分の考え方にも位置づけられるのではないかと思います。

(部会長)

次に、2つ目、育み部会からでした「フレイル対策」に関するご意見等を踏まえて、皆さんからご意見等ありますでしょうか。

(部会長)

フレイルの取り組みは必要であると思います。考え方などに落とし込むかについては、庁内検討委員会でも検討していただければと思います。

議題3 第4期基本計画の体系図（案）の振り返り

(部会長)

次に議題（3）「第4期基本計画の体系図（案）の振り返り」についてです。

第4期基本計画の体系図（案）について、各協議テーマごとに委員の皆さんからご意見等いただき、また、その意見等を踏まえて市の庁内検討委員会でも協議していただきました。

今までの協議結果等を踏まえ、第1章「やさしさと共生するまち」の体系図の最終案について、事務局でまとめているとのことですので、ご説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

事務局より、第1章「やさしさと共生するまち」の体系図の最終案について、当初、事務局よりお示しした第4期基本計画体系図(案)から皆様のご意見等を踏まえて変更した箇所を中心にご説明します。

第1節の協議テーマ「地域福祉・高齢者施策」について、施策Ⅱ－基本的な方向1－主要な施策「③高齢者の生活基盤の整備」とお示ししていましたが、定年退職時期を起点に、その後の人生における生活基盤づくりが必要ではないかというご意見をいただきました。

ただ、高齢者に限らず市民のライフスタイルは多様であり、この主要な施策では高齢者が生活しやすい環境を整備することを考え方に位置づけることを検討すること、また、「生活基盤の整備」という文言がハードインフラの整備を想起させることから「高齢者の生活を支える取組の推進」に文言を変更しました。

次に、第1節の協議テーマ「障がい施策・自立支援・社会保障」、第2節の協議テーマ「医療・健康」については、当初お示しした体系図(案)の承認をいただきましたので、変更していません。

次に、第3節の協議テーマ「子育て支援・子育て環境」について、施策Ⅰ－基本的な方向2－主要な施策「①保育所、幼稚園等における保育及び幼児教育の充実」とお示ししていましたが、保育や幼児教育は「認定こども園」も該当することから文言に加える必要があるのではないかというご意見をいただきました。

ご意見を踏まえまして、主要な施策「①保育所、幼稚園及び認定こども園等における保育及び幼児教育の充実」に変更しました。

次に、第3節及び第4節の協議テーマ「経済支援・虐待・男女共同」については、議題(1)協議テーマ「経済支援・虐待・男女共同」でお示ししたとおりですが、第4節の体系図の文言につきましては、先ほどいただいたご意見等を踏まえて、庁内検討委員会だ改めて協議することとなります。

以上で、第1章「やさいさと共生するまち」に関する体系図の最終案について説明を終わります。

(部会長)

ありがとうございます。

事務局より説明のありました第1章「やさしさと共生するまち」体系図の最終案について、ご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

議題4 主要な施策の考え方（案）の振り返り

(部会長)

次に、議題（4）「主要な施策の考え方（案）の振り返り」についてです。

各協議テーマごとに委員の皆さんから主要な施策の考え方に関するご意見等いただき、また、その意見等を踏まえて市の庁内検討委員会でも協議していただきました。

今までの協議結果等を事務局でまとめているとのことですので、ご説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

皆さんからいただいたご意見等を踏まえて、変更した主要な施策の考え方などを中心にご説明させていただきます。

第1節の協議テーマ「地域福祉・高齢者施策」について、主要な施策「①地域福祉の推進に向けた意識の醸成」の考え方についてですが、市民一人一人に地域福祉に対する意識づけが必要ではないかというご意見がありました。

これを踏まえまして、考え方を修正していませんが、方向性として市民等への意識づけを促すため、SNSを活用した周知・啓発などの効果的な手法について記載を検討することとしました。

次に、主要な施策「②地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実」の考

え方についてですが、地域福祉活動の主体となる町内会が縮小していくことで、活動の停滞などが懸念されるため、地域福祉の基盤となるネットワークづくりが必要ではないかというご意見がありました。

これを踏まえまして、考え方を修正していませんが、方向性として地域福祉活動の主体は町内会としつつも NPO やボランティア等、地域全体で支え合う体制の構築に努めるといった記載を検討することとしました。

次に、主要な施策「①高齢者の生きがいの場と機会の充実」の考え方についてですが、社会情勢の変化を踏まえて老人クラブ活動の考え方やあり方を検討する必要があるのではないかというご意見がありました。

これを踏まえまして、考え方を修正していませんが、方向性として高齢者の生きがいの場として、老人クラブ活動のほか、活動が活発化してきている地域のサロン活動等も記載することを検討することとしました。

続きまして、第 1 節の協議テーマ「障がい施策・自立支援・社会保障」について、主要な施策「③ボランティアの育成支援」の考え方についてですが、体系図の文言が通常のボランティア活動における育成支援と捉えられるというご意見がありました。

これを踏まえまして、体系図の文言は変更していませんが、主要な施策の考え方に障がい者（児）を支援するボランティア活動の推進であることがわかるように変更しています。

次に、主要な施策「④療育体制の充実」の考え方についてですが、療育体制の充実に具体的にどのように図っていくのかというご意見がありました。

これを踏まえまして、障がいや発達に心配のある児童に提供されるサービスの質の向上や医療的ケアに関する内容等に変更しています。

次に、主要な施策「⑤就労支援の充実」の考え方についてですが、就労支援施設から一般就労に移行するための取組の考え方について記載するのはどうかというご意見がありました。

こちらについては、本市が策定している障がい者支援計画に基づいて取組を進めていきたいと考えていますが、今後の 10 年間においては ICT を活用した取組は進むも

のと捉え、考え方に加えています。

次に、主要な施策「②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成」の考え方についてですが、今後どのような支援が考えられるかというご意見がありました。

これを踏まえまして、レクリエーションや文化活動の場として地域活動支援センターが大きなものであるため、地域活動支援センターの文言を加えているほか、活動支援については、指導員養成等を例にあげて加えています。

続きまして、第2節の協議テーマ「健康・医療」について、主要な施策「②食を通じた健康づくりの推進」の考え方についてですが、高齢者も含めて「食」を通じた健康づくりの重要性を周知・啓発する必要があるというご意見がありました。

これを踏まえまして、考え方の冒頭に「あらゆる世代に対し、」という文言を追加しました。

次に、主要な施策「①感染症の知識の普及啓発」の考え方についてですが、エキノコックス症に限らず、その他の感染症に関する予防を記載するのはどうかというご意見がありました。

こちらについては、エキノコックス症は市の独自施策として実施していることから特だしして残しつつ、新型コロナウイルス感染症のような未知なる感染症が発生する可能性もあると捉え、そういった感染症等が発生した際には的確かつ迅速に対応する内容を加えています。

続きまして、第3節の協議テーマ「子育て支援・子育て環境」について、主要な施策「②子育てについての相談及び学習、体験機会の充実」の考え方についてですが、体系図の文言でもご意見あったとおり認定こども園を追加してはどうかという意見がありました。

これを踏まえまして、認定こども園という文言を追加しているほか、体系図の文言に対するご意見として「地域子育て支援拠点」という文言が別の意味合いに捉えられるという意見があったため、法令用語であるこの文言は変更しませんが、子育て支援センター等を指していることがわかるような表現を検討するとしていましたので、考え方の表現をわかるような表現にしています。

次に、主要な施策「③妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援の充実」の考え方についてですが、「伴走型相談支援」という文言の意味合いがわかるように記載するのはどうかというご意見がありました。

これを踏まえまして、考え方に「伴走型相談支援」が何かわかるような表現で記載することとしています。

続きまして、第3節及び第4節の協議テーマ「経済支援・虐待・男女共同」については、議題（1）協議テーマ「経済支援・虐待・男女共同」の振り返りでご説明していますので省略させていただきます。

以上でご意見等を踏まえ変更した主要な施策の考え方について説明を終わります。

（部会長）

ありがとうございます。

事務局より説明のありました変更した主要な施策の考え方について、ご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

本日の議題は以上となりますが、最後に、事務局より連絡事項があるとのことですので、よろしくお願いします。

（事務局_企画調整G）

本日で総合計画第4期基本計画の第1章「やさしさと共生するまち」に関する体系図（案）の協議が終了となります。

委員の皆さんにはお忙しい中、おおよそ月1回のペースで本部会にご参加いただき、各協議テーマに沿って様々なご意見等いただきました。改めて、御礼申し上げます。

今後のスケジュールについてですが、委員の皆さんからいただいたご意見を踏まえ

て作成した体系図案を庁内検討委員会ぬくもり部会にて、改めて確認等させていただきます。

その後、2月上旬に開催を予定している市民自治推進委員会全体会議にて、総合計画第4期基本計画の全体の体系図（案）のご報告をさせていただき、市の庁内検討委員会で諮り、体系図の確定となる予定です。

体系図の確定後については、主要な施策の考え方や総合計画第4期基本計画内の具体的な文案を市民自治推進委員会の皆さんからいただいたご意見や前回からの社会情勢の変化、今後10年間に予想される事象等を勘案しながら庁内検討委員会の各部会で議論し、令和7年7月頃を目標に作成します。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

連絡事項は以上となります。

（部会長）

ありがとうございます。

いまの連絡事項も含めて、最後に委員の皆さんから質問等ありますでしょうか。

【質問等なし】

これで市民自治推進委員会ぬくもり部会を終了いたします。